

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年(2023年)6月28日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「広報機能強化事業」委託業務

(2) 業務の目的

人口減少など直面する課題に対応し、北海道の価値をさらに押し上げていくためには、これまで磨き上げてきた本道の多様な魅力や強みを一層積極的に発信し、道内外の多くの方々に知っていただくことが重要である。

本事業は、本道の魅力や強み、道の取組について、主に首都圏のメディアへのプロモーション活動を通じて、各種媒体への露出機会を獲得することにより、認知度の向上やブランド力の底上げを図るとともに、全国から応援いただける環境を整える。

(3) 業務の内容

ア 首都圏メディア等へのプロモーション活動の実施

道が提示する特定のテーマに関連する施策や取組等の情報について、主に首都圏メディアにアプローチし、当該メディアが運営するテレビ番組や新聞・雑誌記事、WEBメディア等において取り上げられる機会を獲得できるよう、メディア側のメリットを提示しながら、プロモーション活動を実施する。

また、アプローチ先のメディアとその媒体の選定に当たっては、より多くの層に訴求し、幅広く興味・関心を喚起できるよう、複数の媒体を組み合わせる等の工夫をし、その根拠とあわせて提案する。

<企画提案書作成に当たっての仮テーマ>

次の3つの仮テーマについて、プロモーションを行うと仮定して企画提案書を作成すること。

仮テーマ①：北海道への移住・定住、北海道でのワーケーションに関すること

仮テーマ②：北海道庁のふるさと納税に関すること

仮テーマ③：北海道産食品の安全・安心に関すること

<想定されるPR効果について>

企画提案内容を実施した場合に想定されるPR効果を広告費換算額で提示すること。

イ 報告書の作成

プロモーション活動の実績及びプロモーション活動を通じて獲得した露出機会等の実績を記した事業実施結果報告書を作成すること。（紙媒体2部、電子媒体1部）

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）まで

※この公募型プロポーザルは、令和5年北海道議会第2回定例会において、本事業に係る補正予算が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもってはじめて有効に契約し得るものとなる。成立しなかった場合には、この手続きの変更（中止を含む。）を行うことがある。

なお、この場合の企画提案者の損害は補償しない。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を満たしていること。

ア 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県のいずれかに本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であって、業務の遂行に当たって、道との緊密な連絡・相談体制を保持できる者（道内に事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有することが望ましい。）であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税（個人の都道府県税及び地方消費税を除く。）を滞納している者でないこと。

（ア）道税（道税の納税義務がある場合に限る。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和5年（2023年）7月11日（火）17：00（必着）

イ 提出場所 8に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 3の審査により公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。

(2) (1) の提出要請を受けた者は、アからウに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 令和5年(2023年)7月25日(火)17:00(必着)

イ 提出場所 8に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課広報企画係

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5111(直通) (担当:森永)

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用

企画提案者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 公募型プロポーザル審査会に関する説明

提出された企画提案書の内容については、原則としてヒアリングを行うものとする(ヒアリング日時及び場所は別途通知)。ただし、企画提案者が10者を超えた場合は予備審査会を開催することとし、あらかじめ上位10者を選出する。

(5) 審査結果及び特定者名

公表する。

(6) その他留意事項

ア 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

イ 詳細は、別添の企画提案説明書等による。

ウ 企画提案説明書等は、総合政策部知事室広報広聴課に備え置くほか、総合政策部知事室広報広聴課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kokoku/kohokinokyoka.html>